

発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課  
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)  
HP http://www.city.shimotsuma.lg.jp/

凡例 問 = 問い合わせ先 申 = 申込先 ☎ = 電話番号 FAX = ファックス番号 ✉ = メールアドレス HP = ホームページ

## 平成30年度 市・県民税等申告相談日程表

混雑を緩和するため、地区ごとに相談日と会場を指定しています。日程表を確認の上、できる限り指定日にお越しください。指定日に都合がつかない場合は、別地区の相談日・会場に来場しても差し支えありません。

### ◆相談時間

午前9時～(番号札を取ってお待ちください)  
※午前中に来場した方でも混雑状況によって、午後1時以降の申告となる場合があります

### ◆番号札の配布時間・場所

◇千代川会場 午前8時～午後4時  
市役所千代川庁舎 1階 ロビー  
◇下妻会場 午前7時30分～開場  
市役所第二庁舎 玄関口  
・開場～午後4時  
市役所第二庁舎 3階 大会議室前  
※午前分の番号札配布は、午前11時もしくは番号札90番(下妻会場)、60番(千代川会場)をもって終了し、午後分の番号札に切り替わります

### ◆日程・会場

申告相談日	対象地区	申告会場
2月13日(火)	蚕飼	千代川会場 (千代川庁舎 1階 ロビー)
14日(水)	宗道	
15日(木)		
16日(金)	大形	
19日(月)		
20日(火)	豊加美・総上	
21日(水)	千代川全域・豊加美・総上	下妻会場 (第二庁舎 3階 大会議室)
22日(木)	豊加美・総上	
23日(金)	騰波ノ江	
25日(日)	市内全域	
26日(月)	騰波ノ江	
27日(火)	大宝	
28日(水)		
3月1日(木)	高道祖	
2日(金)	上妻	
5日(月)		
6日(火)	下妻	
7日(水)		
8日(木)		
9日(金)		
12日(月)	市内全域	
13日(火)		
14日(水)		
15日(木)		

### ◆市の申告相談会場でお受けできない内容

- 次の内容は、市役所ではお受けできません。下館税務署での確定申告をお願いします。
- ①青色で確定申告を行う事業主の申告
  - ②「日本国外に居住する配偶者・扶養親族」にかかる控除などの適用を受ける申告
  - ③「雑損控除」(震災、水害、火災、盗難など)および「外国税額控除」(外国所得税の調整)の適用を受ける申告
  - ④「住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)」または「住宅関連特別控除(認定長期優良住宅・特定増改築・住宅耐震改修・住宅特定改修などの借入金等特別控除および特別税額控除)」の適用を受ける申告  
※単独借入・連帯債務ともにお受けできません。2年目以降の方は、勤務先の年末調整または下館税務署での確定申告をご利用ください
  - ⑤配当所得のうち「特定口座年間取引報告書」による申告
  - ⑥分離課税(株式・不動産などの譲渡所得、先物取引に係る雑所得、上場株式などの配当所得)の申告
  - ⑦平成28年分以前の所得税の確定申告、更正の請求
  - ⑧消費税・贈与税および相続税の申告
  - ⑨国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(e-TAX)を利用する方  
※市の申告会場からはインターネットに接続できないため、利用できません
  - ⑩確定申告書控えに「税務署收受」の受付印を必要とする方  
※市役所では、確定申告書控えに收受印を押印することができません。直接、下館税務署での確定申告をお願いします
- ◎今年度から収支内訳書および医療費控除の明細書は、税務署や市役所から送られません。必要な方は、国税庁ホームページからダウンロード、または市役所税務課窓口(本庁舎1階)および市役所ロビー(千代川庁舎1階)にてお受け取りください。

問 市税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

## 市・県民税等申告相談における本人確認

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律(番号法)」の施行に伴い、市・県民税の申告および所得税の確定申告をする場合には、成りすましなどの被害を防止するため、申告する方の本人確認【マイナンバー(個人番号)確認と身元確認】を次の書類により行います。

### ◆「申告する方」本人が来場する場合

本人のマイナンバー(個人番号)確認	本人の身元確認
次のうち、いずれか1点 ①マイナンバーカード(個人番号カード) ②通知カード ③個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書	次のうち、いずれか1点 ①マイナンバーカード(個人番号カード) ②写真入り 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、その他写真入りの証明書類 ③写真なし 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、氏名・生年月日または住所が記載された官公署(勤務先など)発行書類 ※通知カードは、身元確認書類にはなりません

◎「申告する方」が「来場する方」に頼む(代理する)場合は、成りすましなどの被害を防止するため、「申告する方」(頼む方)の本人確認【マイナンバー(個人番号)確認と身元確認】に加えて、「来場する方」(頼まれる方)の【身元確認と代理権の確認】を次の書類により行います。

### ◆「申告する方」が「来場する方」に頼む(代理する)場合

申告する方(頼む方)にかかる書類		来場する方(頼まれる方)にかかる書類	
本人のマイナンバー(個人番号)確認	本人の身元確認	来場する方(頼まれる方)の身元確認	代理権の確認
上記の「本人のマイナンバー(個人番号)確認」書類のうち、いずれか1点(写しで可)	上記の「本人の身元確認」書類のうち、いずれか1点(写しで可)	次のいずれか ①写真入り 1点 運転免許証、運転経歴証明書、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳カード、その他写真入りの証明書類 ②写真なし 2点 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、氏名・生年月日または住所が記載された官公署(勤務先など)発行書類 ※通知カードは、身元確認書類にはなりません	次のうち、いずれか1点 ①法定代理人(親権者、成年後見人など)の場合 戸籍謄本、登記事項証明書など ②任意代理人の場合 委任状 ※①②がない場合 ③本人しか持ちえない書類(マイナンバーカード、通知カード、運転免許証など本人に対し1つに限り発行されるような書類)の写しの提出 ※同世帯の親族の方が代理する場合でも、代理権の確認書類をご用意ください

※確認書類に不備などがあった場合、申告受け付けまでに時間を要したり、「個人番号を収集しなかった申告」とすることがあります

※上の表は、市・県民税の申告および所得税の確定申告に対応したものです

問 市税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

## 下館税務署で確定申告書を作成する方へ

税務署で所得税などの確定申告書を作成する場合には、次の期間に来署してください。

◆期間 2月16日(金)～3月15日(木) ※土・日曜日を除く

◆受付時間 午前8時30分～(相談は、午前9時～午後5時)

※申告書の作成には時間を要しますので、午後4時ごろまでにお越しください

※会場の混雑状況により、受け付けを早めに締め切ることがあります

※確定申告会場および駐車場は大変混雑します。来署する方は、最寄りの公共交通機関をご利用ください

◎国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅などで確定申告書の作成ができます。書面で印刷して送付、e-Taxで送信(事前準備が必要)のいずれかでご提出ください。

問 下館税務署 ☎24-2121 ※自動音声がかかりますので、「0」番を選択してください

## 入札参加資格審査申請の追加受付実施

本市の建設工事、建設コンサルタントなどおよび物品製造などにかかる平成30年度の入札参加資格審査申請の追加受け付けを次により実施します。

- ◆提出書類
- 【建設工事】
- ①電算入力用紙
  - ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
  - ③経営事項審査結果通知書の写し
  - ④建設業法第3条第1項の規定による許可証明書の写し
  - ⑤営業所一覧表
  - ⑥工事経歴書(直前2年間の工事実績)
  - ⑦技術者経歴書(技術者名簿など)または各種合格証の写し
  - ⑧営業用機械器具調書
  - ⑨委任状(支店、営業所などに権限を委任する場合)
  - ⑩登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
  - ⑪主要取引金融機関名届出書
  - ⑫使用印鑑届
  - ⑬印鑑証明書
  - ⑭建設業退職金共済事業加入履行証明書
  - ⑮直前の納期到来分までの納税証明書の写し
  - ⑯直前1年分の財務諸表または決算書
  - ⑰特別徴収実施確認書(市内に本店を有する事業者のみ)

- 【建設コンサルタントなど】
- ①電算入力用紙
  - ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
  - ③登録証明書(登録または許可を得ている業務)
  - ④営業所一覧表
  - ⑤測量など実績調書(直前2年間の実績)
  - ⑥技術者経歴書(技術者名簿など)または各種合格証の写し
  - ⑦委任状(支店、営業所などに権限を委任する場合)
  - ⑧登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
  - ⑨主要取引金融機関名届出書
  - ⑩使用印鑑届
  - ⑪印鑑証明書
  - ⑫直前の納期到来分までの納税証明書の写し
  - ⑬直前1年分の財務諸表または決算書
  - ⑭特別徴収実施確認書(市内に本店を有する事業者のみ)

## 医療費控除を適用される方へ

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となりました。領収書の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、税務署から記入内容の確認を求めますので、医療費の領収書は自宅で5年間保存してください。※提出が不要となる領収書には、医療費控除を受けるために必要な医師などが発行した証明書は除きます(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます

**問** 下館税務署 ☎24-2121

- 【物品製造など】
- ①電算入力用紙
  - ②一般競争(指名競争)入札参加資格審査申請書
  - ③物品納入経歴書(直前2年間の納入実績)
  - ④特約店・代理店認可証明書(特約店または代理店である場合は証明書の写し)
  - ⑤委任状(支店、営業所などに権限を委任する場合)
  - ⑥登記簿謄本(個人の場合は代表者の身分証明書)
  - ⑦主要取引金融機関名届出書
  - ⑧使用印鑑届
  - ⑨印鑑証明書
  - ⑩直前の納期到来分までの納税証明書の写し
  - ⑪直前1年分の財務諸表または決算書
- ※公的機関が発行する書類は、登録申請書の提出日以前3カ月以内のものとする

- ◆受付期間 2月1日(木)～23日(金)  
午前9時～正午、午後1時～5時  
※土・日曜日、祝日を除く
- ◆受付場所 市役所本庁舎 2階 財政課契約検査係
- ◆提出方法 A4ファイル左とし  
ファイルの色  
建設工事 【ブルー】  
建設コンサルタントなど 【ピンク】  
物品製造(役務の提供)など 【イエロー】  
※郵送可(期限内必着)  
※表紙に「平成30年度入札参加資格審査申請書」および「商号」、背表紙に「商号」を記載してください  
※ファイルは留め具が金具でないものを使用してください

◎市ホームページから要項および申請書など様式がダウンロードできます。

**問** 市財政課 ☎43-2267 FAX 43-4214

## 確定申告などの際の障害者控除対象者の認定書を交付します

年齢65歳以上の方で精神または身体に障害のある方は、障害者手帳などの交付を受けていなくても障害者に準ずるものとして市町村長などの認定を受ければ、確定申告および住民税申告の際の障害者控除の対象となります。**介護保険の要介護などの認定を受けている方は**、その調査記録などをもとに障害者控除対象者認定基準により審査・判定を行い、該当する場合には「障害者控除対象者認定書」を交付していますので、必要な方は申請してください。障害者手帳の交付を受けている方は、その手帳により障害者控除の対象となりますので、申請の必要はありません。

### ◆認定基準

認定区分	障害高齢者の日常生活自立度(寝たきり度)	認知症高齢者の日常生活自立度
特別障害者に準ずる	◇1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替えにおいて介助を要する。 ◇屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。	◇著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。 ◇日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 ◇日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
障害者に準ずる	◇屋内での生活はおおむね自立しているが、介助なしには外出しない。	◇日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
非該当	◇何らかの障害を有するが、日常生活はほぼ自立していて独力で外出する。	◇何らかの症状を有するが、日常生活は家庭内および社会的にほぼ自立している。

◆認定基準 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有効である要介護認定結果の「認定調査票」または「主治医意見書」をもとに認定します。

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課 ※申請者の印鑑を持参してください

**問** <認定書関係> 市介護保険課 ☎43-8338 FAX 30-0011  
<税控除関係> 市税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

## 確定申告などで必要になるおむつ代の医療費控除用書類を発行します

確定申告や住民税申告の際に、おむつ(紙おむつなど)代を医療費控除の対象とする場合は、おむつ代の領収書と医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります。

**介護保険の要介護などの認定を受けている方は**、「おむつ使用証明書」の代わりに「市が主治医意見書の内容(寝たきり度、尿失禁の有無など)を確認した書類」でも認められていますので、必要な方は申請してください。

※「市が主治医意見書の内容を確認した書類」の発行は、おむつ代の医療費控除を受けるのが**2年目以降**に限ります。初めておむつ代の医療費控除を受ける方は、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要となります  
※**主治医意見書の内容によっては、確認書の発行ができない場合があります**

◆受付場所 市役所第二庁舎 2階 介護保険課  
※申請者の印鑑を持参してください

**問** <認定書関係>  
市介護保険課 ☎43-8338 FAX 30-0011  
<税控除関係>  
市税務課 ☎43-8192 FAX 44-9411

## 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります  
※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例：純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります

また、平成27年分以降に外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

**問** 下館税務署 ☎24-2121

発行◆下妻市役所 [〒304-8501 下妻市本城町二丁目22番地] 編集◆秘書課  
市役所へのお問い合わせは ☎0296-43-2111(代) FAX0296-43-4214(代)  
HP <http://www.city.shimotsuma.lg.jp/>

## 皆様の意見をお聞かせください ～パブリック・コメント～

市では現在、障害福祉サービスなどの提供体制の確保に関する方策を定める「第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画」(計画期間：平成30～32年度)の策定を進めています。

このたび、「第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画(素案)」(計画期間：平成30～32年度)を公表し、市民の皆さまのご意見などを計画策定の参考とするため、パブリック・コメントを実施します。

- ◆計画などの名称 「第5期下妻市障害福祉計画・第1期下妻市障害児福祉計画(素案)」
- ◆募集期間 1月10日(水)～31日(水)
- ◆公表場所など 市ホームページ、市役所福祉課(第二庁舎1階)、市役所くらしの窓口課(千代川庁舎1階)
- ◆募集対象
  - ◇市内在住、在勤、在学している方
  - ◇市内に事務所、事業所を有する個人および法人その他団体
- ◆意見の提出方法 郵送・FAX・電子メール、または市役所福祉課(第二庁舎1階)へ持参のいずれかの方法で提出してください。書式は、閲覧場所にあるものまたは市ホームページからダウンロードしてご利用ください。  
※電話や口頭でのご意見、住所・氏名などが明記されていないものは受け付け不可

問 市福祉課 ☎43-8352 FAX 43-6750  
✉ [fukushi@city.shimotsuma.lg.jp](mailto:fukushi@city.shimotsuma.lg.jp)

## 指定ごみ袋の引き換えは期限内に

指定ごみ袋引換券は取扱店において、必ず引換期間内に交換してください。「引換券④」は1月31日(水)が引換期限になります。期限を過ぎると無効となりますので、ご注意ください。

問 市生活環境課 ☎43-8289 FAX 44-7833

## 献血にご協力を

献血は最も身近なボランティア。あなたのわずかな時間で救える命があります。

- ◆日時 1月31日(水)午前10時～午後1時
- ◆場所 市役所千代川庁舎 1階 ロビー
- ※400ml献血を優先します
- ※献血カードのある方は、持参してください

問 市保健センター  
☎43-1990 FAX44-9744



## 「下妻中学校 新校舎見学会」開催

下妻中学校新校舎の完成にあたり、新校舎見学会を開催します。どなたでも見学できます。この機会にぜひご覧ください。

- ◆日時 1月28日(日) 午前11時30分～午後2時30分
- ◆場所 下妻中学校
- ◆駐車場 砂沼広域公園 駐車場
- ※学校正門前の臨時出入口をご利用ください
- ◆内容 新校舎の見学、説明

問 市学校教育課 ☎45-8994 FAX 43-9608

## 「ときめき婚活バレンタインパーティー」開催

- ◆日時 2月11日(日) 午前11時30分～午後3時30分 (受付 午前11時～)
- ◆場所 ORANGE CAFE [筑西市下岡崎2-4-9]
- ◆対象者 30～45歳の独身男女 各15人
- ◆参加費 男性 6,000円 女性 2,000円
- ◆申込受付期間 1月10日(水)～2月6日(火) 午前9時～午後6時30分
- ◆申込方法 電話申し込み
- ※定員になり次第締め切り

問 申 NPO法人メドウルミートクラブ  
☎25-2678 FAX 25-2678



## 『ボトルイン・ひなまつり講座』 受講者募集



瓶の中に、かわいい花とおひなさまや五月人形を飾ります。生花の色が半永久的に保てます。リビングや玄関に飾りませんか。

- ◆日時 2月17日(土)、24日(土) 午前10時～正午
- ◆場所 勤労青少年ホーム 集会室
- ◆受講資格 市内在住・在勤の成人の方
- ◆定員 10人 ※定員になり次第締め切り
- ◆受講料 500円
- ※別途材料代などの費用負担があります
- ◆申込方法 来館または電話でお申し込みください。
- ◆申込開始日 1月16日(火)～
- ※一定数集まらない場合は、中止となる場合があります
- ※日程は、都合により変更になることがあります

問 申 勤労青少年ホーム  
☎43-7423 FAX 45-0520  
午前9時～午後5時  
※休館日(月曜日と祝日の翌日)を除く

## 地域活動支援センター煌(きらめき) 「見学会」開催

地域活動支援センター煌では、こころの病を抱える方が地域で充実した生活を送れるよう、通所サービスや電話、面接での困りごと相談などを行っています。

このたび、見学会を開催します。ぜひご参加ください。

- ◆日時 2月5日(月)午前11時～午後1時 (受付 午前10時45分～)
- ◆場所 地域活動支援センター煌 2階 地域交流室[坂東市沓掛411番地1]
- ◆対象 こころの病を抱える本人(18歳以上)、家族、関係機関
- ◆参加費 無料
- ◆申込期限 2月2日(金)まで
- ※駐車場は、介護老人保健施設 寿桂苑[坂東市沓掛4527番地1]の駐車場をご利用ください

問 申 地域活動支援センター煌(きらめき)  
☎0297-30-3071  
FAX 0297-30-3072

## 『市民卓球大会』参加者募集

- ◆日時 2月25日(日)受付 午前8時30分～ 開会 午前9時
- ◆場所 千代川中学校 体育館
- ◆種目 ダブルス(男子ダブルス・女子ダブルス)
- ※男女混合の場合は、男子ダブルスの部に出場
- ◆参加資格 小学生以上で次の項目のいずれかに該当する方
  - ①市内に在住・在勤または在学の方
  - ②市内の卓球クラブに加入している方
  - ③市内の中学校または高校を卒業した方
  - ④大会本部が出場を認める方
 ※ペアの内1人でも上記の条件を満たしていれば参加可能
- ◆試合方法 予選リーグ後、決勝トーナメント
- ◆参加費 1ペア 2,000円
- ※中学生以下は1ペア 600円
- ※当日徴収します
- ◆申込先 〒304-8555[鬼怒230番地] 下妻市教育委員会 生涯学習課(千代川庁舎2階) ☎45-8997 FAX 43-3519
- ◆申込方法 所定の申込書(男女別用紙)に記入の上、FAXもしくは郵送してください。
- ※申込書は市役所生涯学習課にあります
- ◆申込締切 2月9日(金)まで ※必着
- ◆その他 試合当日のペアの変更は、理由にかかわらず一切受け付けません。ご了承ください。



問 下妻市卓球協会  
☎44-3359(藤本) FAX 43-6066

## 『茨城県立筑西産業技術専門学院』 学院生募集(追加選考)



- ◆募集訓練科 機械システム科、電気工学科、金属加工科
- ◆試験日 2月7日(水)、14日(水)、21日(水)、28日(水)
- ※入学生が定員に達した場合、以後の試験は実施しません。試験の実施状況は出願前にお問い合わせください
- ◆募集期限 各試験日の前週の金曜日まで
- ◆年間授業料 118,800円(金属加工科は無料)
- ◆オープンキャンパス 1月24日(水)、2月22日(木)各日 午後1時～3時
- ※参加希望日の2日前までにお申し込みください

問 申 茨城県立筑西産業技術専門学院  
☎24-1714 FAX 25-6071

## 『茨城いのちの電話相談員養成講座』 受講者募集

いのちの電話は、自殺予防を目的としたボランティア活動です。電話という手段で対話し、悩みを抱える方の支えになってください。

- ◆募集期間 2月1日(木)～5月7日(月)
  - ◆応募資格 いのちの電話の趣旨に賛同し、活動に積極的に参加できる23歳以上の方
  - ◆募集人数 40人程度
  - ◆研修期間 6月～平成32年3月
  - ◆研修場所 つくば市周辺
- ※申込方法などは、お問い合わせください

**問 申** 茨城いのちの電話事務局  
☎029-852-8505  
FAX 029-852-8355



## 自動車税減免申請の出張窓口開設 ～心身に障害のある方へ～

県では、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、戦傷病者手帳の交付を受けている方のために使用する自動車で、障害等級が一定の要件を満たし、障害者の方もしくは障害者の方と生計を一にする方が所有する自動車について、自動車税および自動車取得税を減免する制度を設けています。

減免申請は、管轄の県税事務所において年間を通じて受け付けていますが、次の日程で市に減免申請の受付窓口を設置します。ご利用ください。

- ◆受付日時 2月28日(水)午前10時～正午  
午後1時～4時
  - ◆受付場所 市役所第二庁舎 3階 小会議室  
※新車、中古車新規登録に係る減免や自動車取得税の減免は、登録日から30日以内に管轄の水戸または土浦県税事務所自動車税分室でお願いします
  - ◆必要な書類
    - ①障害者手帳など(コピー不可)
    - ②運転者の運転免許証(コピー可・免許証両面)
    - ③納税義務者の印鑑(認印可)
    - ④自動車の車検証または納税通知書
    - ⑤生計を一にすることを示す書類(住民票など)
    - ⑥納税義務者の個人番号(マイナンバー)確認書類
- ※減免の要件により手続きに必要な書類が異なります。詳しくは、お問い合わせください

**問** 筑西県税事務所 収税第一課  
☎24-9190 FAX 25-0650

## 関東信越税理士会下館支部による 無料税務相談実施

- ◆対象者
  - ◇年金受給者の方
  - ◇給与所得者で医療費控除を受ける方
  - ◇年の途中で就職・退職・年末調整の済んでいない方
- ◆実施日 2月14日(水) ※事前予約制
- ◆受付時間 午前9時30分～正午  
午後1時～3時
- ◆会場 セナミ学院(下館駅南校) [筑西市乙924]  
※駐車場のスペースが少ないので、車での来場はご遠慮ください  
※住宅借入金等特別控除を受ける場合や収入が600万円を超える場合などは、低額な料金が発生する場合があります。事前連絡の際に担当する税理士にご確認ください  
※相談人数に限りがありますので、お早めにお問い合わせください

**問** 関東信越税理士会 下館支部  
☎24-5345  
※土・日曜日、祝日を除く



## 『予備自衛官補・自衛官候補生』募集

- ◆予備自衛官補(一般公募・技能公募)
  - ◇採用対象 自衛官未経験者(自衛官であった期間が1年未満の者も含む)
  - ◇採用年齢
    - 【一般公募】18歳以上34歳未満
    - 【技能公募】18歳以上で、保有する技能に応じて53～55歳未満
  - ◇試験概要
    - 【共通】口述試験、適性試験、身体検査
    - 【一般】教養試験、作文
    - 【技能】小論文
  - ◇受付期限 4月6日(金)まで
  - ◇試験期間 4月14日(土)～18日(水)
  - ◇試験会場 おおむね1カ所以上の試験会場を設置します(試験会場の詳細は、受験票で通知します。)
- ◆自衛官候補生
  - ◇受付期間 年間を通じて行っています。

**問** 自衛隊茨城地方協力本部 筑西地域事務所  
☎22-7239 FAX 22-7239

## 茨城県特定最低賃金が改正されました

特定の産業に従事する労働者とその使用者に適用される特定最低賃金が、次のとおり改正決定されました。

特定最低賃金名	時間額	効力発生日
鉄鋼業	892円	平成29年 12月31日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	859円	
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	855円	
各種商品小売業	828円	

労使双方が合意した上で特定最低賃金額未満の賃金で労働契約を結んだ場合でも、その賃金は無効とされ、特定最低賃金が適用されます。

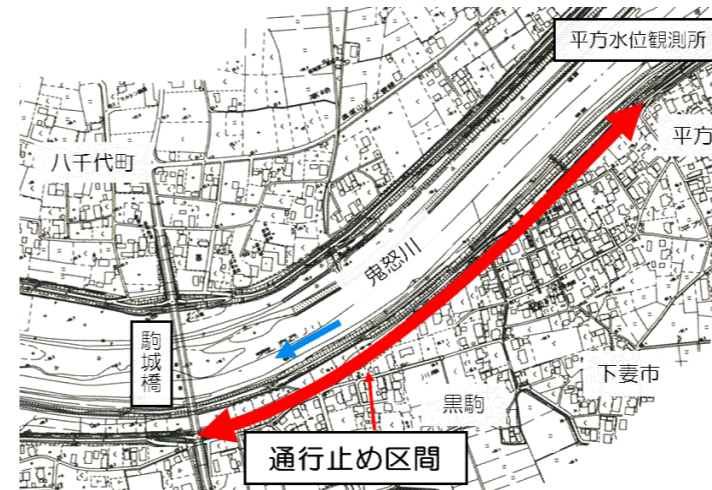
**問** 茨城労働局 賃金室  
☎029-224-6216 FAX 029-224-6273  
筑西労働基準監督署  
☎22-4564 FAX 22-4580

## 鬼怒川築堤工事(黒駒地内)に伴う 堤防道路の通行止めにご協力を



鬼怒川築堤工事(黒駒地内)に伴い、鬼怒川堤防上の道路が駒城橋から平方水位観測所まで通行止めとなります。通行止め区間には看板を設置し周知します。堤防整備工事期間中は、迂回などのご協力をお願いします。

- ◆工事期間 1月中旬～6月中旬ごろ
- ◆工事箇所 図のとおり



**問** 国土交通省 下館河川事務所 伊讚出張所  
☎28-0742 FAX 28-8617

## 「元気いばらき就職面接会」開催

若年者や離職され求職中の方を対象に、合同就職面接会を開催します。

複数の企業の人事担当者と一緒に会うことができるチャンスです。履歴書を複数枚持参の上、ぜひご参加ください。

- ◆日時 1月25日(木)午後1時30分～3時30分  
(受付 午後1時～)
- ◆場所 茨城県土浦合同庁舎 第1分庁舎3階 会議室 [土浦市真鍋5丁目17番26号]
- ◆対象者 現在、仕事をお探しの方(専門学校・短大・大学などの新卒者を含む)  
※高校卒業予定者は除く
- ◆参加事業所数 約20社
- ◆実施方法 会場内に事業所ごとにブースを設置し、各事業所の採用担当者と求職者が一同に会し、対面方式により面接選考や企業説明を行います。  
※参加費無料、事前申し込み不要  
※雇用保険の求職活動実績になります

**問** いばらき就職支援センター 県南地区センター  
☎029-825-3410 FAX 029-825-3411

## 「甲種防火管理新規講習会」開催

- ◆日時 3月1日(木)、2日(金)  
午前10時～午後4時50分
- ◆場所 古河市生涯学習センター総和(とねミドリ館) [古河市前林1953番地1]
- ◆テキスト代 4,650円  
※申請受付時に徴収します
- ◆定員 120人
- ◆申請受付期間 2月1日(木)～23日(金)  
午前8時30分～午後5時  
※土・日曜日、祝日を除く  
※定員になり次第締め切り
- ◆申込方法 受付時に受講申請書に必要事項を記入し、直接お申し込みください。  
※印鑑を持参してください

**問 申** 古河消防署 予防係 ☎0280-47-0120  
FAX 0280-47-0081  
下妻消防署 予防係 ☎43-1551  
FAX 44-6179  
坂東消防署 予防係 ☎0297-35-2129  
FAX 0297-36-0771

## 水道加入分担金を一部減免しています

水道加入促進のために、今年度も加入分担金を一部減免しています。この機会にぜひ安心安全な水道に加入をお願いします。



- ◆対象者 ◇新規加入申込者  
◇口径変更(増径)申込者

◆加入分担金  
加入分担金とは、新たに水道に加入する方が支払う負担金のことです。加入分担金は、水道施設を整備する費用の一部になります。

区分	給水管口径	減免前(税込)	減免後(税込)
新設	13mm	120,000円	115,000円
	20mm	180,000円	170,000円
	25mm	280,000円	270,000円
	30mm	380,000円	370,000円
	40mm	630,000円	620,000円
	50mm	950,000円	940,000円
	75mm	2,050,000円	2,040,000円
増径	100mm	3,600,000円	3,590,000円
	口径増各種		口径変更差額より5,000円減免

※口径変更(増径)とは、既水道加入者が増築、新築などで給水管の口径を大きくすることをいいます。納付済の加入分担金との差額が発生します  
※工事費は、加入者の負担となります。直接、市の指定工事業者に工事を依頼してください

◎詳しくは、お問い合わせください。

問 市上下水道課 ☎44-5311 FAX 44-5312

## 「全国一斉生活保護110番」開催

茨城青年司法書士協議会では、生活保護に関する無料電話相談会を開催します。

- ◆日時 1月28日(日)午前10時～午後4時
- ◆電話番号 ☎0120-052-088(フリーダイヤル)
- ◆相談・通話料 無料
- ※秘密厳守、事前予約不要



問 茨城青年司法書士協議会  
☎029-801-0472 FAX 029-801-0471

## 家庭の水道設備の凍結防止対策にご協力を

寒くなって気温が低下すると、水道管やメーターが凍り、断水や破裂することがあります。

- ◆水道管が凍りやすい場所  
◇水道管が「むき出し」になっている場所  
◇日の当たらない場所  
◇風当たりの強い場所
- ◆家庭でできる凍結防止対策  
◇「むき出し」になっている水道管は直接外気に触れないよう保温材を巻き付け、ひもで縛って固定し、その上から保温材が濡れないようにビニールテープなどで隙間なく重ねて巻いてください。  
※保温材は市販されているものの他に毛布、発泡スチロールなどでも代用できます  
◇メーターが入っている箱の中に、発泡スチロールを細かく砕いたものや布切れを濡れないようにビニール袋に入れて、メーターを保護するようにしてください。

- ◆もし凍結してしまったら  
蛇口が凍ってしまった場合は、タオルなどをかぶせ、その上からゆっくりとぬるま湯をかけてください。  
※急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂することがありますので注意してください

- ◆もし破裂してしまったら  
◇メーターが入っている箱の中にある止水栓を閉めて、水を止めてから、市の指定工事業者へ修理を依頼してください。メーターが凍り破損した場合は、無料で交換しますので市役所上下水道課にご連絡ください。  
※市の条例により、水道管破裂などの緊急の工事であっても市の指定を受けていない業者が水道工事をすることはできません。必ず指定工事業者であることを確認してから工事を依頼してください

問 市上下水道課  
☎44-5311 FAX 44-5312

## ごみ分別の徹底にご協力を

ごみ集積所にごみを搬出する際は、可燃ごみに不燃物を混入させない。不燃ごみに可燃物を混入させない。かん・びんは、不燃ごみではなく、集積所備え付けのコンテナに入れてください。

分別することで適切に処理できることとなり、また、ごみそのものの量が減り、環境保護につながります。不適物の混入がある場合、回収できません。分別の徹底にご協力をお願いします。



問 市生活環境課  
☎43-8289 FAX 44-7833

## 石綿による疾病の補償・救済

中皮腫や肺がんなどを発症し、それが労働者として石綿ばく露作業に従事していたことが原因であると認められた場合には、労災保険法に基づく各種の労災保険給付や石綿救済法に基づく特別遺族給付金が支給されます。

石綿による疾病は、石綿を吸ってから非常に長い年月を経て発症することが大きな特徴です。中皮腫などで亡くなった方が過去に石綿業務に従事されていた場合には、労災保険給付などの支給対象となる可能性があります。まずはお気軽にご相談ください。

◎制度のご案内は、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/rousai/120406-1.html>)でも閲覧できます。

問 茨城労働局 労働基準部 労災補償課  
☎029-224-6217 FAX 029-224-6283  
茨西労働基準監督署 ☎22-4564 FAX 22-4580

## 「結婚相談会」開催

結婚を希望する方の相談にマリッジサポーターがお答えします。相談は、ご本人、ご家族、どなたでも可能です。お気軽に予約してください。

- ◆日時 2月4日(日)午後1時～5時
- ◆場所 千代川公民館[鬼怒230]
- ◆相談費用・登録料 無料  
※プロフィール作成を希望する方は、身分証明書(運転免許証、保険証など)、写真(L判)をお持ちください
- ◆定員 先着12人程度
- ◆申込方法 電話受け付け
- ◆申込期間 1月22(月)～31日(水) ※予約制

問 申  
いばらきマリッジサポーター県西地域活動協議会  
☎090-8891-1893(塚越)  
☎090-6122-5677(長屋)  
※電話受付時間 正午～午後7時  
FAX 43-7847



## 自動車税の納税は口座振替で



口座振替を利用すると預貯金口座から自動的に納税ができ、大変便利です。

口座のある金融機関窓口へ通帳および届出印を持参の上、お申し込み手続きをお願いします。

お申し込みは、納税義務者ごと(納税通知書に記載されている方ごと)になります。

問 茨城県筑西県税事務所 総務課 管理担当  
☎24-9184 FAX 25-0650

## 市土砂等による埋立て条例が改正されました

「市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」が改正され、平成29年10月1日より施行されています。主な改正内容をお知らせいたします。

- ◆適用期日 平成29年10月1日以降申請分
- ◆適用となる埋立て等面積 5,000㎡未満の事業全て  
※5,000㎡以上の事業は県へ申請(従来どおり)
- ◆搬入する土砂等  
◇県内から発生した土砂等で一時保管場所(ストックヤード)を経由しないもの  
◇「土壌の汚染に係る環境基準(29項目)」に加え水素イオン濃度(pH値)の基準をクリアしたものの  
◇「改良土」の禁止
- ◆罰則の強化  
2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- ◆この条例から適用除外される事業  
◇他の法令により許可・認可・確認などを受けて行う事業  
◇同一敷地内における土砂の移動  
◇家庭菜園の管理、駐車場の修繕など  
◇建設残土などの一時たい積(300㎡未満に限る)  
◇その他
- ◆許可基準  
◇申請者の欠格事項に関する基準を創設  
◇過積載車両、不正改造車両の禁止  
◇その他

※本内容は、市ホームページでも閲覧できます。トップページ「暮らし・手続き」から「ごみ・リサイクル・環境」と進んでください

- ◆土砂等埋立て審査会  
◇申請書提出期限  
毎月15日、午後5時15分まで(15日が閉庁日の場合は、14日以前の閉庁日)  
◇審査会開催日 申請月の翌月15日以降

問 市生活環境課 ☎43-8234 FAX 44-7833